

平成 30 年 10 月 18 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（公 印 省 略）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 4 条第 6 項
の規定に基づき厚生労働大臣が定める 5 類感染症及び事項の一部を改正する件
の施行に伴う各種改正について（通知）

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

本年 4 月 26 日の厚生科学審議会感染症部会において、後天性免疫不全症候群（HIV 感染症を含む。）及び梅毒について、より有効な対策を講じるため、これらの発生動向を詳細に把握することが重要であるとの御意見をいただいたことを受けて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 4 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める 5 類感染症及び事項（平成 19 年厚生労働省告示第 58 号。以下「告示」という。）を改正し、本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 4 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める 5 類感染症及び事項の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 365 号）が別紙 1 のとおり公布され、平成 31 年 1 月 1 日から適用されます。

あわせて、同様の趣旨から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「基準」という。）の一部を別紙 2 のとおり改正し、平成 31 年 1 月 1 日から適用することといたしました。

告示及び基準の改正内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、内容について御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 告示の改正内容

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項第 2 号は、医師が 5 類感染症の患者を診断した際の届出義務について規定しており、当該届出事項については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 4 条第 6 項において、感染症の名称及び患者の症状、診断方法、初診年月日及び診断年月日等と定められている。また、同項において、5 類感染症のうち厚生労働大臣が

定めるものに係る医師の届出事項については、上記の事項のほか、「感染症のまん延の防止及び患者の医療のために必要な事項として5類感染症ごとに厚生労働大臣が定める事項とする」とされており、告示で具体的に規定している。

- 今般、告示を改正し、厚生労働大臣が定める5類感染症に「梅毒」を、厚生労働大臣が定める事項に「妊娠の有無」を、それぞれ追加する。

2 基準の改正内容

- 感染症法第12条第1項に基づく医師の届出並びに第14条第2項に基づく指定届出機関の届出に係る様式については、基準において、感染症ごとに定められている。
- 今般、基準中、別記様式5-9（「後天性免疫不全症候群発生届（HIV感染症を含む）」の様式）を改正し、「診断時のCD陽性Tリンパ球数（CD4値）」を記載項目として追加する。また、基準中、別記様式5-16（「梅毒発生届」の様式）を改正し、「性風俗の従事歴・利用歴の有無」、「口腔咽頭病変」、「妊娠の有無」、「過去の感染歴」及び「HIV感染症の合併の有無」を記載項目として追加する。

（参考）

基準については下記のURLを参照のこと。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」 新旧対照表

新	旧
<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第 1～第 5 (略)</p> <p>第 6 五類感染症 1～8 (略)</p> <p>9 後天性免疫不全症候群 (1) (略) (2) 臨床的特徴 H I V に感染した後、C D 4 陽性リンパ球数が減少し、無症候性の時期（無治療で<u>数年から 1 0 年程度</u>）を経て、生体が高度の免疫不全症に陥り、日和見感染症や悪性腫瘍が生じてくる。 (3) 届出基準 ア～ウ (略) (4) 届出に必要な要件 ア H I V 感染症の診断（無症候期） (ア) H I V の抗体スクリーニング検査法（酵素抗体法（E L I S A）、粒子凝集法（P A）、免疫クロマトグラフィー法（I C）等）の結果が陽性であって、以下のいずれかが陽性の場合に H I V 感染症と診断する。 ① 抗体確認検査（Western Blot 法等） ② H I V 抗原検査、ウイルス分離及び核酸診断法（P C R 等）等の病原体に関する検査（以下「H I V 病原検査」という。） (イ) (略) イ (略)</p> <p>1 0～1 5 (略)</p> <p>1 6 梅毒 (1) (略) (2) 臨床的特徴 I 期梅毒として感染後 3～6 週間の潜伏期の後に、感染局所に初期硬結や硬</p>	<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第 1～第 5 (略)</p> <p>第 6 五類感染症 1～8 (略)</p> <p>9 後天性免疫不全症候群 (1) (略) (2) 臨床的特徴 H I V に感染した後、C D 4 陽性リンパ球数が減少し、無症候性の時期（無治療で<u>約 1 0 年</u>）を経て、生体が高度の免疫不全症に陥り、日和見感染症や悪性腫瘍が生じてくる。 (3) 届出基準 ア～ウ (略) (4) 届出に必要な要件 ア H I V 感染症の診断（無症候期） (ア) H I V の抗体スクリーニング検査法（酵素抗体法（E L I S A）、粒子凝集法（P A）、免疫クロマトグラフィー法（I C）等）の結果が陽性であって、以下のいずれかが陽性の場合に H I V 感染症と診断する。 ① 抗体確認検査（Western Blot 法、<u>蛍光抗体法（I F A）</u>等） ② H I V 抗原検査、ウイルス分離及び核酸診断法（P C R 等）等の病原体に関する検査（以下「H I V 病原検査」という。） (イ) (略) イ (略)</p> <p>1 0～1 5 (略)</p> <p>1 6 梅毒 (1) (略) (2) 臨床的特徴 I 期梅毒として感染後 3～6 週間の潜伏期の後に、感染局所に初期硬結や硬</p>

性下疳、無痛性の鼠径部リンパ節腫脹がみられる。

Ⅱ期梅毒では、感染後3か月を経過すると皮膚や粘膜に梅毒性バラ疹や丘疹性梅毒疹、扁平コンジローマなどの特有な発疹が見られる。

感染後3年以上を経過すると、晩期顕症梅毒としてゴム腫、梅毒によると考えられる心血管症状、神経症状、眼症状などが認められることがある。なお、感染していても臨床症状が認められないものもある。

先天梅毒は、梅毒に罹患している母体から出生した児で、①胎内感染を示す検査所見のある症例、②Ⅱ期梅毒疹、骨軟骨炎など早期先天梅毒の症状を呈する症例、③乳幼児期は症状を示さずに経過し、学童期以後にHutchinson 3徴候（実質性角膜炎、内耳性難聴、Hutchinson 歯）などの晩期先天梅毒の症状を呈する症例がある。また、妊婦における梅毒感染は、先天梅毒のみならず、流産及び死産のリスクとなる。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から梅毒が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、梅毒患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左下欄に掲げる検査方法により、抗体(1)カルジオリピンを抗原とする検査では16倍以上又はそれに相当する抗体価)を保有する者で無症状病原体保有者と見なされる者(陳旧性梅毒と見なされる者を除く。)を診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、梅毒が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、梅毒により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、

性下疳、無痛性の鼠径部リンパ節腫脹がみられる。

Ⅱ期梅毒では、感染後3か月を経過すると皮膚や粘膜に梅毒性バラ疹や丘疹性梅毒疹、扁平コンジローマなどの特有な発疹が見られる。

感染後3年以上を経過すると、晩期顕症梅毒としてゴム腫、梅毒によると考えられる心血管症状、神経症状、眼症状などが認められることがある。なお、感染していても臨床症状が認められないものもある。

先天梅毒は、梅毒に罹患している母体から出生した児で、①胎内感染を示す検査所見のある症例、②Ⅱ期梅毒疹、骨軟骨炎など早期先天梅毒の症状を呈する症例、③乳幼児期は症状を示さずに経過し、学童期以後にHutchinson 3徴候（実質性角膜炎、内耳性難聴、Hutchinson 歯）などの晩期先天梅毒の症状を呈する症例がある。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から梅毒が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、梅毒患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左下欄に掲げる検査方法により、抗体(①カルジオリピンを抗原とする検査では16倍以上又はそれに相当する抗体価)を保有する者で無症状病原体保有者と見なされる者(陳旧性梅毒と見なされる者を除く。)を診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、梅毒が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、梅毒により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、

それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
<u>染色法または PCR 検査等</u> による病原体の検出	<u>病変</u> (初期硬結、硬性下疳、扁平コンジローマ、粘膜疹)
<ul style="list-style-type: none"> • <u>次の 1)、2) の両方の抗体検査による血清抗体の検出</u> 1) <u>カルジオリピンを抗原とする検査</u> 例) <u>RPR カードテスト、凝集法、自動化法 等</u> 2) <u>T. pallidum を抗原とする検査</u> 例) <u>TPLA 法、TPPA 法、CLIA 法、FTA-ABS 法 等</u> 	血清

17～49 (略)

第7 (略)

別記様式1～4 (略)

別記5-1～5-8 (略)

それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
<u>墨汁法、ギムザ染色などの染色法</u> による病原体の検出	<u>発疹</u> (初期硬結、硬性下疳、扁平コンジローマ、粘膜疹)
<ul style="list-style-type: none"> • <u>以下の (1) と (2) の両方に該当する場合 (1) カルジオリピンを抗原とする以下のいずれかの検査で陽性</u> • <u>RPR カードテスト、凝集法、ガラス板法、自動化法</u> <u>T. pallidum を抗原とする以下のいずれかの検査で陽性</u> • <u>TPHA 法、FTA-ABS 法</u> 	血清

17～49 (略)

第7 (略)

別記様式1～4 (略)

別記5-1～5-8 (略)

別記5-9 後天性免疫不全症候群

別記様式5-9

後天性免疫不全症候群発生届 (HIV感染症を含む)

都道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項 (同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 _____ 印 _____
 (署名又は記名押印のこと)
 従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地(※) _____
 電話番号(※) _____
 (※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検査)した者(死体)の類型。		① 診断時の症状(無症候性キャリアの場合は記載不要)	
・患者(確定例) ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体。		1) 有。	
2 性別	男・女	6 診断時の症状等	
3 診断時の年齢	歳	② 診断時のCD4値	
4 病名	1) 無症候性キャリア 2) AIDS 3) その他()	1) CD4値 (/ μ L) 2) 検査実施日時(年 月 日)	
5-1 診断方法	・抗HIV抗体スクリーニング検査 1) ELISA法 2) PA法 3) IC法 4) その他() ・確認検査 1) Western Blot法 2) その他() ・病原検査 1) HIV抗原検査 2) ウイルス分離 3) PCR法 4) その他() ・18か月未満の児の免疫学的所見 () (該当するもの全てに○をすること)	7 発病年月日 (AIDSの確定(5-2)の診断日)	平成 年 月 日
		8 初診年月日	平成 年 月 日
		9 診断(検査)年月日 (AIDSの確定(5-2)の診断日)	平成 年 月 日
		10 感染したと推定する年月日	昭・平成 年 月 日
		11 死亡年月日 ※	平成 年 月 日

別記5-9 後天性免疫不全症候群

別記様式5-9

後天性免疫不全症候群発生届 (HIV感染症を含む)

都道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項 (同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 _____ 印 _____
 (署名又は記名押印のこと)
 従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地(※) _____
 電話番号(※) _____
 (※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検査)した者(死体)の類型。		① 診断時の症状(無症候性キャリアの場合は記載不要)	
・患者(確定例) ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体。		1) 有。	
2 性別	男・女	6 診断時の症状等	
3 診断時の年齢	歳	② 診断時のCD4値	
4 病名	1) 無症候性キャリア 2) AIDS 3) その他()	1) CD4値 (/ μ L) 2) 検査実施日時(年 月 日)	
5-1 診断方法	・抗HIV抗体スクリーニング検査 1) ELISA法 2) PA法 3) IC法 4) その他() ・確認検査 1) Western Blot法 2) IFA法 3) その他() ・病原検査 1) HIV抗原検査 2) ウイルス分離 3) PCR法 4) その他() ・18か月未満の児の免疫学的所見 () (該当するもの全てに○をすること)	7 発病年月日 (AIDSの確定(5-2)の診断日)	平成 年 月 日
		8 初診年月日	平成 年 月 日
		9 診断(検査)年月日 (AIDSの確定(5-2)の診断日)	平成 年 月 日
		10 感染したと推定する年月日	昭・平成 年 月 日
		11 死亡年月日 ※	平成 年 月 日

- 1) カンジダ症（食道、気管、気管支、肺）
- 2) クリプトコッカス症（肺以外）
- 3) コクシジオイデス症（①全身に播種したもの ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの）
- 5-2、4) ヒストプラズマ症（①全身に播種したもの ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの）
- 5) ニューモシスティス肺炎
- A、6) トキソプラズマ脳症（生後1か月以後）
- I、7) クリプトスポリジウム症（1か月以上続く下痢を伴ったもの）
- D、8) イソスポラ症（1か月以上続く下痢を伴ったもの）
- S、9) 化膿性細菌感染症（13歳未満で、ヘモフィルス、連鎖球菌等の化膿性細菌により①敗血症 ②肺炎 ③髄膜炎 ④骨関節炎 ⑤中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臓器の膿瘍のいずれかが、2年以内に、二つ以上多発あるいは繰り返して起こったもの）
- 断、10) サルモネラ菌血症（再発を繰り返すもので、チフス菌によるものを除く）
- し、11) 活動性結核（肺結核又は肺外結核）
- た、12) 非結核性抗酸菌症（①全身に播種したもの ②肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの）
- 指、13) サイトメガロウイルス感染症（生後1か月以後で、肝、脾、リンパ節以外）
- 標、14) 単純ヘルペスウイルス感染症（①1か月以上持続する粘膜、皮膚の潰瘍を呈するもの ②生後1か月以後で気管支炎、肺炎、食道炎を併発するもの）
- 息、15) 進行性多巣性白質脳症
- 該、16) カボジ肉腫
- 当、17) 原発性脳リンパ腫
- す、18) 非ホジキンリンパ腫
- る、19) 慢性的子宮頸癌
- 全、20) 反復性肺炎
- て、21) リンパ性間質性肺炎/肺リンパ過形成：LIP/PLH complex（13歳未満）
- に、22) HIV脳症（認知症又は重急性脳炎）
- 、23) HIV消耗性症候群（全身衰弱又はスリム病）

12 感染原因・感染経路・感染地域	13 感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要な事項として厚生労働大臣が定める事項
①感染原因・感染経路（確定・推定）	① 最近数年間の主な居住地
1 性的接触 （ア、同性間 イ、異性間 ウ、不明）	1 日本国内（ 都道府県 ）
2 静注薬物使用	2 その他（ ）
3 母子感染 （ア、胎内・出産時 イ、母乳）	3 不明
4 輸血・血液製剤 （輸血・血液製剤の種類、使用年月・状況： ）	② 国籍
5 その他（ ）	1 日本
6 不明	2 その他（ ）
②感染地域（確定・推定）	3 不明
1 日本国内（ 都道府県 市区町村 ）	
2 国外 （国名： ）	
3 不明 （詳細地域： ）	

（1、2、4から6、12、13欄は該当する番号等を○で囲み、3、7から11欄は年齢・年月日を記入すること。※欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。）

この届出は診断から7日以内に行ってください

- 1) カンジダ症（食道、気管、気管支、肺）
- 2) クリプトコッカス症（肺以外）
- 3) コクシジオイデス症（①全身に播種したもの ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの）
- 5-2、4) ヒストプラズマ症（①全身に播種したもの ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの）
- 5) ニューモシスティス肺炎
- A、6) トキソプラズマ脳症（生後1か月以後）
- I、7) クリプトスポリジウム症（1か月以上続く下痢を伴ったもの）
- D、8) イソスポラ症（1か月以上続く下痢を伴ったもの）
- S、9) 化膿性細菌感染症（13歳未満で、ヘモフィルス、連鎖球菌等の化膿性細菌により①敗血症 ②肺炎 ③髄膜炎 ④骨関節炎 ⑤中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臓器の膿瘍のいずれかが、2年以内に、二つ以上多発あるいは繰り返して起こったもの）
- 断、10) サルモネラ菌血症（再発を繰り返すもので、チフス菌によるものを除く）
- し、11) 活動性結核（肺結核又は肺外結核）
- た、12) 非結核性抗酸菌症（①全身に播種したもの ②肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの）
- 指、13) サイトメガロウイルス感染症（生後1か月以後で、肝、脾、リンパ節以外）
- 標、14) 単純ヘルペスウイルス感染症（①1か月以上持続する粘膜、皮膚の潰瘍を呈するもの ②生後1か月以後で気管支炎、肺炎、食道炎を併発するもの）
- 息、15) 進行性多巣性白質脳症
- 該、16) カボジ肉腫
- 当、17) 原発性脳リンパ腫
- す、18) 非ホジキンリンパ腫
- る、19) 慢性的子宮頸癌
- 全、20) 反復性肺炎
- て、21) リンパ性間質性肺炎/肺リンパ過形成：LIP/PLH complex（13歳未満）
- に、22) HIV脳症（認知症又は重急性脳炎）
- 、23) HIV消耗性症候群（全身衰弱又はスリム病）

12 感染原因・感染経路・感染地域	13 感染症のまん延及び当該者の医療のために必要な事項として厚生労働大臣が定める事項
①推定される感染原因・感染経路	①最近数年間の主な居住地
1) 性行為感染 ア、異性間性的接触 イ、同性間性的接触	1) 日本国内（ 都道府県 ）
2) 静注薬物使用	2) その他（ ）
3) 母子感染	3) 不明
4) 輸血	②国籍
5) その他（ ）	1) 日本
6) 不明	2) その他
②推定される感染地域	3) 不明
1) 日本国内	
2) その他（ ）	
3) 不明	

（1、2、4から6、12、13欄は該当する番号等を○で囲み、3、7から11欄は年齢・年月日を記入すること。※欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。）

この届出は診断から7日以内に行ってください

別記5-16 梅毒

別記様式5-16

梅毒発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
 医師の氏名 _____ 印 _____
 （署名又は記名押印のこと）
 従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地（※） _____
 電話番号（※） _____
 （※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検査）した者（死体）の類型	
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体	
2 性別	3 診断時の年齢（0歳は月齢）
男 ・ 女	歳（ 月）
病 型	
① 病型	1 1 感染原因・感染経路・感染地域
1) 早期梅毒(Ⅰ期(Ⅰ期) Ⅱ期梅毒) 2) 晩期梅毒	① 感染原因・感染経路（確定・推定）
3) 先天梅毒、4) 無症状（無症状病原体保有者）	1 性的接触
② HIV感染症合併の有無	(A. 性交 B. 経口)
1) 有 2) 無 3) 不明	(ア. 同性間 イ. 異性間 ウ. 不明)
・初期硬結（性器、肛門、口唇、口腔咽頭、その他（ ））	(性風俗営業の従事歴（直近6か月以内）)
4 硬性下疳（性器、肛門、口唇、口腔咽頭、その他（ ））	1) 有（特記事項：）
・淋症リンパ節腫脹（無痛性） ・梅毒性パラ疹	2) 無 3) 不明
・丘疹性梅毒疹 ・扁平コンジローマ	(性風俗営業の利用歴（直近6か月以内）)
・ゴム腫 ・心血管症状 ・神経症状 ・眼症状	1) 有（特記事項：）
・骨軟骨炎 ・実質性角膜炎 ・感音性聴覚	2) 無 3) 不明
・ Hutchinson 歯 ・ その他（ ）	2 静注薬物使用
・ なし	3 母子感染（ア. 胎内・出産時 イ. 母乳）
① 患者（確定例）の場合	4 輸血・血液製剤
・病変からの病原体の検出（染色法、PCR検査）	(輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況：)
・次の①、②の両方の抗体検査による血清抗体の検出	5 その他（ ）
1) カルジオリピンを抗原とする検査	6 不明
2) <i>T. pallidum</i> を抗原とする検査	② 感染地域（確定 ・ 推定）
② 無症状病原体保有者の場合	1 日本国内（ 都道府県 市区町村）
・次の①、②の両方の抗体検査による血清抗体の検出	2 国外
1) カルジオリピンを抗原とする検査	(国名：)
(抗体価を記載、16倍相当以上が必要)	詳細地域：)
結果：(倍、R.U.、U又はSU/ml)	3 不明
2) <i>T. pallidum</i> を抗原とする検査	③ 過去の治療歴
・その他の検査方法（)	1) 1年より前 2) 1年以内 3) なし 4) 不明
検体（)	
結果（)	
6 初診年月日 平成 年 月 日	1 2 感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要な事項として厚生労働大臣が定める事項
7 診断（検査）年月日 平成 年 月 日	・ 妊娠の有無
8 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日	1) 有（ 週） 2) 無 3) 不明
9 発病年月日（*） 平成 年 月 日	
10 死亡年月日（※） 平成 年 月 日	

(1, 2, 4, 5, 11, 12欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6から10欄は年齢、年月日を記入すること。)
 (※) 欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。
 (*) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
 4, 5欄は、該当するものすべてを記載すること。

①②欄は診断時にのみ記入してください。

別記5-16 梅毒

別記様式5-16

梅毒発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
 医師の氏名 _____ 印 _____
 （署名又は記名押印のこと）
 従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地（※） _____
 電話番号（※） _____
 （※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検査）した者（死体）の類型	
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体	
2 性別	3 診断時の年齢（0歳は月齢）
男 ・ 女	歳（ 月）
病 型	
① 病型	1 1 感染原因・感染経路・感染地域
1) 早期梅毒(Ⅰ期(Ⅰ期) Ⅱ期梅毒) 2) 晩期梅毒	① 感染原因・感染経路（確定・推定）
3) 先天梅毒、4) 無症状（無症状病原体保有者）	1 対等の権利なものの刺入による感染（刺入物の種類・状況：）
② HIV感染症合併の有無	2 静注薬物常用
1) 有 2) 無 3) 不明	3 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況：）
・初期硬結（性器、肛門、口唇、口腔咽頭、その他（ ））	4 性的接触（A. 性交 B. 経口）
4 硬性下疳（性器、肛門、口唇、口腔咽頭、その他（ ））	(ア. 同性間 イ. 異性間 ウ. 不明)
・淋症リンパ節腫脹（無痛性） ・梅毒性パラ疹	5 母子感染（ア. 胎内・出産時 イ. 母乳）
・丘疹性梅毒疹 ・扁平コンジローマ	6 その他（ ）
・ゴム腫 ・心血管症状 ・神経症状 ・眼症状	② 感染地域（確定 ・ 推定）
・骨軟骨炎 ・実質性角膜炎 ・感音性聴覚	1 日本国内（ 都道府県 市区町村）
・ Hutchinson 歯 ・ その他（ ）	2 国外（ 国、 詳細地域）
・ なし	
① 患者（確定例）の場合	
・病変からの病原体の検出（染色法による発疹からの病原体の検出	
・次の①、②の両方の抗体検査による血清抗体の検出	
①カルジオリピンを抗原とする検査	
(無症状梅毒の時には抗体価を記載)	
検査法：RPRカードテスト（ 倍）	
・凝集法（ 倍） ・カラス板法（ 倍）	
・自動法（ R.U.、U又はSU/ml)	
② <i>T. pallidum</i> を抗原とする検査	
検査法：TPHA法 ・ FTA-ABS法	
・その他の検査方法（)	
検体（)	
結果（)	
② 無症状病原体保有者の場合	
・次の①、②の両方の抗体検査による血清抗体の検出	
①カルジオリピンを抗原とする検査	
(抗体価を記載、16倍相当以上が必要)	
結果：(倍、R.U.、U又はSU/ml)	
② <i>T. pallidum</i> を抗原とする検査	
・その他の検査方法（)	
検体（)	
結果（)	
6 初診年月日 平成 年 月 日	1 2 感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要な事項として厚生労働大臣が定める事項
7 診断（検査）年月日 平成 年 月 日	・ 妊娠の有無
8 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日	1) 有（ 週） 2) 無 3) 不明
9 発病年月日（*） 平成 年 月 日	
10 死亡年月日（※） 平成 年 月 日	

(1, 2, 4, 5, 11欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6から10欄は年齢、年月日を記入すること。)
 (※) 欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。
 (*) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
 4, 5欄は、該当するものすべてを記載すること。

この届出は診断日から5日以内に行ってください。

別記 5 - 1 7 ~ 5 - 2 4 (略)	別記 5 - 1 7 ~ 5 - 2 4 (略)
別記 6 (略)	別記 6 (略)

後天性免疫不全症候群発生届（H I V感染症を含む）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 1 2 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 _____ 印 _____
 （署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称 _____

上記病院・診療所の所在地(※) _____

電話番号(※) (_____) _____

(※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検案）した者（死体）の種類			
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体			
2 性別	男 ・ 女	6	① 診断時の症状（無症候性キャリアの場合は記載不要） 1) 有 2) 無 ② 診断時のCD4値 1) CD4値（ / μ L） 2) 検査実施日時（ 年 月 日）
3 診断時の年齢	歳		
4 病名	1) 無症候性キャリア 2) A I D S 3) その他（ ）		
5-1 診断方法	・抗H I V抗体スクリーニング検査 1) ELISA法 2) P A 法 3) I C 法 4) その他（ ） ・確認検査 1) Western Blot法 2) その他（ ） ・病原検査 1) H I V抗原検査 2) ウイルス分離 3) P C R 法 4) その他（ ） ・18か月未満の児の免疫学的所見 （ ） （該当するもの全てに○をすること）	7 発病年月日 （AIDSの指標疾患（5-2）の発病日） 8 初診年月日 9 診断（検案※）年月日 （AIDSの場合は指標疾患（5-2）の診断日） 10 感染したと推定される年月日 11 死亡年月日 ※	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日 昭和・平成 年 月 日 平成 年 月 日

5-2 A I D S と 診 断 し た 指 標 疾 患 該 当 す る 全 て に ○	1) カンジダ症（食道、気管、気管支、肺） 2) クリプトコッカス症（肺以外） 3) コクシジオイデス症（①全身に播種したもの ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 4) ヒストプラズマ症（①全身に播種したもの ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 5) ニューモシスティス肺炎 6) トキソプラズマ脳症（生後1か月以後） 7) クリプトスポリジウム症（1か月以上続く下痢を伴ったもの） 8) イソスポラ症（1か月以上続く下痢を伴ったもの） 9) 化膿性細菌感染症（13歳未満で、ヘモフィルス、連鎖球菌等の化膿性細菌により①敗血症 ②肺炎 ③髄膜炎 ④骨関節炎 ⑤中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臓器の膿瘍のいずれかが、2年以内に、二つ以上多発あるいは繰り返して起こったもの） 10) サルモネラ菌血症（再発を繰り返すもので、チフス菌によるものを除く） 11) 活動性結核（肺結核又は肺外結核） 12) 非結核性抗酸菌症（①全身に播種したもの ②肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 13) サイトメガロウイルス感染症（生後1か月以後で、肝、脾、リンパ節以外） 14) 単純ヘルペスウイルス感染症（①1か月以上持続する粘膜、皮膚の潰瘍を呈するもの ②生後1か月以後で気管支炎、肺炎、食道炎を併発するもの） 15) 進行性多巣性白質脳症 16) カポジ肉腫 17) 原発性脳リンパ腫 18) 非ホジキンリンパ腫 19) 侵潤性子宮頸癌 20) 反復性肺炎 21) リンパ性間質性肺炎／肺リンパ過形成：LIP／PLH complex（13歳未満） 22) HIV脳症（認知症又は亜急性脳炎） 23) HIV消耗性症候群（全身衰弱又はスリム病）
--	---

12 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 性的接触 （ア. 同性間 イ. 異性間 ウ. 不明） 2 静注薬物使用 3 母子感染 （ア. 胎内・出産時 イ. 母乳） 4 輸血・血液製剤 （輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況： ） 5 その他（ ） 6 不明 ②感染地域（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外 （国名： 詳細地域： ） 3 不明	13 感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要な事項として厚生労働大臣が定める事項 ① 最近数年間の主な居住地 1 日本国内（ 都道府県） 2 その他（ ） 3 不明 ② 国籍 1 日本 2 その他（ ） 3 不明
---	--

この届出は診断から7日以内に行ってください

（1、2、4から6、12、13欄は該当する番号等を○で囲み、3、7から11欄は年齢・年月日を記入すること。※欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。）

梅毒発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印 (署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) () -

(※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検案）した者（死体）の類型
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体
2 性別 3 診断時の年齢（0歳は月齢）
男 ・ 女 歳（ か月）
病 型
① 病型
1) 早期顕症梅毒(7、I期Ⅰ、Ⅱ期) 2) 晩期顕症梅毒、
3) 先天梅毒、4) 無症候（無症状病原体保有者）
② HIV感染症合併の有無
1) 有 2) 無 3) 不明
4 症 状
・初期硬結（性器、肛門、口唇、口腔咽頭、その他（ ））
・硬性下疳（性器、肛門、口唇、口腔咽頭、その他（ ））
・鼠径リンパ節腫脹（無痛性） ・梅毒性バラ疹
・丘疹性梅毒疹 ・扁平コンジローマ
・ゴム腫 ・心血管症状 ・神経症状 ・眼症状
・骨軟骨炎 ・実質性角膜炎 ・感音性難聴
・Hutchinson 歯 ・その他（ ）
・なし
5 診 断 方 法
① 患者（確定例）の場合
・病変からの病原体の検出（染色法、PCR 検査）
・次の1)、2)の両方の抗体検査による血清抗体の検出
1) カルジオリピンを抗原とする検査
2) T. pallidumを抗原とする検査
② 無症状病原体保有者の場合
・次の1)、2)の両方の抗体検査による血清抗体の検出
1) カルジオリピンを抗原とする検査
(抗体価を記載、16倍相当以上が必要)
結果：(倍、R.U., U又はSU/ml)
2) T. pallidumを抗原とする検査
・その他の検査方法（ ）
検体（ ）
結果（ ）
6 初診年月日 平成 年 月 日
7 診断（検案(※)）年月日 平成 年 月 日
8 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日
9 発病年月日（*） 平成 年 月 日
10 死亡年月日（※） 平成 年 月 日
1 1 感染原因・感染経路・感染地域
① 感染原因・感染経路（ 確定・推定 ）
1 性的接触
(A. 性交 B. 経口)
(A. 同性間 イ. 異性間 ウ. 不明)
(性風俗産業の従事歴（直近6か月以内）
1) 有 2) 無 3) 不明)
(性風俗産業の利用歴（直近6か月以内）
1) 有 2) 無 3) 不明)
2 静注薬物使用
3 母子感染（ア. 胎内・出産時 イ. 母乳）
4 輸血・血液製剤
(輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況：)
5 その他（ ）
6 不明
② 感染地域（ 確定 ・ 推定 ）
1 日本国内（ 都道府県 市区町村）
2 国外
(国名：
詳細地域：)
3 不明
③ 過去の治療歴
1) 1年より前 2) 1年以内 3) なし 4) 不明
1 2 感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要な事項として厚生労働大臣が定める事項
・ 妊娠の有無
1) 有（ 週） 2) 無 3) 不明

この届出は診断から7日以内に行ってください

(1, 2, 4, 5, 11, 12 欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6から10 欄は年齢、年月日を記入すること。
(※) 欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。
(*) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
4, 5 欄は、該当するものすべてを記載すること。)